

## ～ 特集:ラオス法整備支援プロジェクト開始 ～

### ラオス法律人材育成強化プロジェクト 開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介

国際協力部教官

渡 部 洋 子

～目次～

#### 第1 はじめに

#### 第2 本プロジェクト開始までの経緯

- 1 法整備支援プロジェクト（平成15年5月から平成19年5月まで）の成果と教訓
- 2 ラオス政府の社会経済開発，法・司法改革に関する政策及び日本政府の援助，法整備支援に関する政策の位置付け（特に，平成19年法整備支援プロジェクト終了から平成22年本プロジェクト実施合意までの間）
- 3 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス情報収集・協議：平成20年9月から平成21年6月まで）
- 4 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成20年8月）
- 5 ラオス法整備支援基礎情報収集・確認調査（平成21年1月から2月まで）
- 6 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年5月から6月まで）
- 7 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成21年7月）
- 8 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年9月）
- 9 本プロジェクトのラオス側ワーキング・グループのメンバー選出（平成21年10月）
- 10 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法基礎情報収集・協議：平成21年11月及び平成22年2月）
- 11 民法JICA-NET会議（平成21年12月から実施中）
- 12 本プロジェクトの検討，採択（平成21年9月から平成22年2月まで）
- 13 ラオス法律人材育成強化プロジェクト詳細計画策定調査（平成22年3月）
- 14 本プロジェクトに関する合意議事録の締結（平成22年6月）

#### 第3 本プロジェクトの概要

- 1 はじめに
- 2 本プロジェクトの具体的枠組み
- 3 本プロジェクトの実施体制

#### 第4 おわりに～本プロジェクト実施当初の予定～

## 第1 はじめに

日本国（以下「日本」という。）のラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する政府開発援助（ODA）の一環である法整備支援に関する技術協力事業「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）は、平成22年6月7日、日本側技術協力実施機関である独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。JICAは、独立行政法人国際協力機構法第3条、第13条第1項第1号により、条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な所定の業務を行うこととされている。）とラオス側実施機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の間で、事業内容、実施体制及び日本側・ラオス側が講じる措置等から構成される合意議事録（Record of Discussions :R/D）が締結され、同年7月20日から正式に実施されることとなった。

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、法務省設置法第4条第37号、同省組織令第62条第1項第4号及び法総研組織規則第16条第1号により、外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うことをその所掌事務としていることに基づき、平成20年度以降、関係機関と連携してラオスに関する情報収集活動を行ってきたほか、本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備段階において、JICAが実施する現地調査・協議等の各活動に参画し、種々の連絡調整、提案及び助言等を行ってきた。

本稿では、本プロジェクト開始に至る経緯及び本プロジェクトの概要について紹介する。

なお、文中、意見にわたる部分は筆者の私見である。



## 第2 本プロジェクト開始までの経緯

### 1 法整備支援プロジェクト（平成15年5月から平成19年5月まで）の成果と教訓

日本側は、ラオス側に対し、平成15年5月から平成19年5月までの4年間、ODAの一環である法整備支援に関する技術協力事業「法整備支援プロジェクト」を、長期専門家（独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第1号口の規定により、開発途上地域に対する技術協力のため派遣される人員のうち、派遣期間が1年以上の人員を指す。）を派遣して実施した。

このプロジェクトは、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、ラオスの司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上することを目標とした。JICA、法務省及び名古屋大

学等が日本側の実施・協力機関，ラオス司法省，ラオス最高人民裁判所，ラオス最高人民検察院がラオス側の実施機関となり，以下の活動を実施した。

- ① ラオス司法省が実施機関：法令データベース，民法教科書（総則，物権，担保物権及び債権），企業法教科書，法律辞書の各作成，普及
- ② ラオス最高人民裁判所が実施機関：法令集，民事判決書マニュアルの各作成，普及
- ③ ラオス最高人民検察院が実施機関：検察官捜査マニュアル，検察官人事組織マニュアルの各作成，普及

活動の結果，ラオスの裁判官，検察官，司法省職員及び大学教員に，こうした教科書や実務マニュアル等の内容が相当程度周知されるとともに，これら成果物を実務や教育で参照・活用する例も見られ始め，法律人材の基礎能力強化に資する成果が得られた。法整備支援プロジェクトが終了して3年強経過するが，これら成果物は引き続き参照・活用されており，法律の基本的概念の説明や比較法的視点からの検討等がなされている点が高い評価を得ている。

他方，法整備支援プロジェクト実施や成果物の活用に関わった両国関係者からは，教訓として，例えば以下の点が挙げられており，こうした成果と教訓を十分に活用することが，本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備段階では重要な課題となった。

- 1) 教科書等が取り扱っている法令に改正があっても，改訂作業がなされていない。
- 2) 外国の法律用語や概念についての解説は充実している一方で，ラオスの法律用語や概念に関する解説は少ない。
- 3) 特に教科書作成に関し，大学教員が参画しておらず，法学教育・研究担当者からの視点が十分反映されていない。
- 4) 成果物の配布部数が1種類あたり800部程度にとどまり，実施機関所属の各職員，特に地方勤務の各職員への配布・普及は十分とまではいえない。
- 5) 各成果物につき，1つの機関のみを実施機関としたため，他の実施機関・関係機関の視点の反映や普及効果が限定的なものとなっている。

## 2 ラオス政府の社会経済開発，法・司法改革に関する政策及び日本政府の援助，法整備支援に関する政策の位置付け（特に，平成19年法整備支援プロジェクト終了から平成22年本プロジェクト実施合意までの間）

### ① ラオス政府の法・司法改革に関する政策

ラオス政府は，平成18年策定の第6次国家社会経済開発計画（2006～2010）において，法の支配の促進を目標の1つとして掲げた。そして，同年以降，法の支配促進のため，平成32年（2020年）までの間，法・司法関係機関が講じる諸改革に関する計画「リーガルセクターマスタープラン」の作成作業を行い，平成21年9月，正式に採択した。

この中で，ラオス政府はその法・司法制度に関し，概略以下のとおり存在する問題点とそれに対する具体的改革案を示している。

- 1) 立法分野：立法内容が国家・国民の権益保障に十分応えるものではないこと、立法の際の他法令との整合性調査が十分でないこと、起草技術・手続が整備されていないこと、施行手続に時間を要していること及び締結した条約内容の国内法への適用が十分なされていないこと等の問題が存在すると指摘している。

そして、起草技術・手続等の整備、締結した条約内容に合致する国内法の整備及び経済発展・国民の権益保障等を促進するための民商事分野をはじめとした諸法令整備等の改革を行う意欲を示している。

- 2) 法令普及分野：法令情報データベースの適用範囲が拡大せず内容も十分ではないこと、報道等を通じた法令普及活動が十分ではないこと及び普及活動予算が不足していること等の問題が存在すると指摘している。

そして、国内法・国際法に関する情報を提供する国立法令情報センターの設立の検討、法令情報データベース及び図書館の法学図書の実質、官報発行の検討及び普及予算の適正配分等の改革を行う意欲を示している。

- 3) 法・司法制度運用分野：法令上設立が義務付けられた機関複数未設立であること、他機関と十分協力せずに職務を行う司法関係機関が存在すること及び判決等の執行が十分に行えないこと等の問題があると指摘している。

そして、裁判官・検察官の専門教育等を通じた職務能力の向上、裁判所・検察院の手続整備等を通じた事件管理・訴訟運営の改善、弁護士会の組織整備及び司法機関の相互協力強化等の改革を行う意欲を示している。

- 4) 法律人材育成分野：講師・教員の専門知識や教授経験に限界があること、人材育成機関によりカリキュラムが異なり、協力して構築改善する体制がないこと、教科書が十分整備されていないこと、教授法・シラバス開発法の発展が遅れていること及び予算不足による教育環境の整備の遅れ等の問題があると指摘している。

そして、各育成機関のカリキュラム標準化、講師等の海外留学等を通じた法学教育水準の向上、教科書を含む教材全般の整備改善、教授能力を備えた講師・教員の育成及び法曹・立法担当職員等の採用基準見直し等の改革を行う意欲を示している。

このように、ラオス政府においては、引き続き法の支配促進のための法・司法制度改革の必要性が強く認識されており、その中でも法律人材育成分野の諸改革は最優先事項の1つとして掲げられてきている。

## ② 日本政府の援助・法整備支援に関する政策の位置付け

日本国の政府開発援助（ODA）大綱（平成15年8月29日閣議決定）においては、基本方針の1つとして、開発途上国の自助努力支援が掲げられ、そこでは「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。」旨定められている。

そして、同大綱に基づき策定された対ラオス国別援助計画（平成18年9月策定）において、6つの重点分野の1つとして、行政能力の向上及び制度構築が掲げられ、そ

ここでは「これまでの我が国協力の成果を踏まえた民商事分野での法整備のための基盤作り・人材育成，司法制度の強化等，法制度の信頼向上に向けた支援を行う。」旨定められている。

さらに，平成20年1月30日開催の第13回海外経済協力会議において，「途上国への法の支配の定着や持続的成長のための環境整備，我が国との経済連携強化等の点で大きな意義を有する法整備支援を海外経済協力の重要分野の一つとして，戦略的に進めていくべきである」旨合意された。この合意に基づき，平成21年4月今後数年間の日本政府の法整備支援に対する姿勢をまとめた「法制度整備支援に関する基本方針」が策定された。同方針において，ラオスは支援重点国の1つと位置付けられ，「今後，我が国は，法の分野においてインドシナ半島内での地域格差が生じることにより同地域が不安定化することを回避するため，司法関係機関及び大学等の法教育・研究機関の人材育成の更なる強化や，ラオスへ進出している日系企業からのニーズが高いラオスの投資環境整備に関する法制度整備への支援を，ラオス政府の援助受入態勢を勘案しつつ検討する。」旨定められている。

このように，日本政府においては，法整備支援の政策面における重要度が高まっており，なかでも支援重点国の1つであるラオスに対する法律人材育成支援は，優先的検討事項の1つとして掲げられてきている。

### 3 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス情報収集・協議：平成20年9月から平成21年6月まで）

当部は，ラオス法整備支援プロジェクト実施の結果，上記1のと通りの成果が認められた一方で，ラオスの法・司法分野には多くの問題点・改善点が存在し続けていると認識してきた。そして，ラオス政府が日本政府に対し法整備支援を要請した場合，迅速・適切に対応するべく，ラオスの法・司法制度の最新情報収集と問題点・改善点の把握につとめる機会を設けたいと考えた。

この点，鮎京正訓センター長（以下「鮎京先生」という。現：法学部・大学院法学研究科長）をはじめとする名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下「CALE」という。）も当部と現状認識を共有されていた。また，同大学大学院には，ラオス司法省，ラオスの裁判所，検察院及び法教育・研究機関であるラオス国立大学での職務歴を有する相当数の留学生に加え，ラオス国立大学への留学経験を有し，ラオスの統治機構や社会情勢に大変詳しく，ラオス語に非常に堪能な瀬戸宏之先生（以下「瀬戸先生」という。現：愛知県立大学非常勤講師）も在籍されていた。そこで，CALEと当部の共催で，留学生や瀬戸先生に御協力をいただきつつ情報収集・協議を行う場（CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ。以下「CALE-ICDワークショップ」という。）を設けることにした。

CALE-ICDワークショップは，平成20年9月から平成21年6月までの間，合計7回，CALE若しくは当部において開催された。参加者は，CALEから鮎京先生，瀬戸先生及び

留学生数名等，当部から部長及びラオス担当教官等，JICAからオブザーバー参加の佐藤直史国際協力専門員（以下「佐藤専門員」という。）及びラオス担当職員等であった。各回において留学生から，①法律の起草・宣伝普及分野，②司法機関による法・司法制度運用分野及び③法律関係人材の育成分野に関する実情と問題点・改善点の発表が行われ，続いて日本側参加者と留学生が質疑応答を行い，各分野に関するより正確で具体的な情報の収集と問題点・改善点に関する原因分析等を行った。

CALE-ICDワークショップの詳細については，本号における瀬戸先生の御寄稿を御参照いただきたいが，ラオス現地での情報収集ではない限界は存在したものの，これら7回のCALE-ICDワークショップにより日本側は，上記2の①で紹介した「リーガルセクターマスタープラン」で指摘された法・司法制度上の問題点が，実務・教育・研究に携わってきた留学生層においても真しに受け止められており，日本からの支援が強く望まれていることを把握できた。そして，得られた情報や問題認識を念頭に置きながら，本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備に当たることができた。

たとえば，法曹や司法省職員として配属後の専門的研修が体系的・継続的に行われていないこと，教科書・研究書の質が十分でないこと，そして，教員の専門知識が不足しており，大学等教育・研修機関における法的思考の教育も十分でないこと等が問題点・改善点として把握できたが，これらは本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備過程におけるラオス側との問題意識共有や具体的活動内容の立案の促進に大変有益であった。

#### 4 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成20年8月）

ラオス政府は，平成20年8月，日本政府に対し，法律関係人材育成促進のため，司法省が首都ヴィエンチャンを含む国内3か所に設立した学士取得可能な法科大学の講師の能力強化，教授法の改善，教科書やカリキュラムの整備及び図書室の整備等教育環境の充実に関する支援を要請した。

なお，上記2の②記載の法整備支援基本計画策定に向け，同年5月から6月に日本政府が実施した調査の際，ラオス政府からは日本政府に対し，民法典制定に関する支援をも要請したいとの意向が示された。

#### 5 ラオス法整備支援基礎情報収集・確認調査（平成21年1月から2月まで）

JICAは，独立行政法人国際協力機構法第3条，第13条第1項第1号により，条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な業務を行うこととされており，かつ，同条第1項第8号において，こうした技術協力の実施に必要な業務等に関連して必要な調査及び研究を行うこととされている。

ラオス政府からの上記4の支援要請を受け，JICAは日本側の具体的支援の方向性を検討するためには，まずラオスの法・司法関係機関から幅広く情報収集することが必要不可欠であると判断し，ラオス現地での情報収集に重点を置いた調査を実施することにした。

調査は、平成21年1月下旬から2月中旬まで首都ヴィエンチャン、ルアンパバーン及びサバナケットの各都市において実施された。佐藤専門員を調査団長とし、JICA、法務省（当部教官等）、名古屋大学（鮎京先生、瀬戸先生等）及び山口大学（土生英里経済法学科准教授）からそれぞれ参加があった。調査団は期間中、ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院、ラオス国立大学、司法省所管の法科大学及びラオス弁護士会等を訪問し、法律人材育成分野にとどまらず、法・司法分野の現状及び問題点全般について、各機関の幹部職員等から聞き取り調査を行った。

本調査を含む一連の本プロジェクトの発掘・形成及び実施準備に関しては、本号における佐藤専門員の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、調査の結果判明した問題点及びラオス政府からの支援要請に関する日本側の対応の方向性は概略以下のとおりとなった。

一連の聞き取り調査の結果、ラオスの大学や法・司法機関附属の研修所等の法学教育・研修機関では、教員が既存の法令内容を伝えること及び裁判官・司法省幹部・検察官等の実務家講師が自身の実務経験を伝えることが学生及び研修員に対する法学教育・研修の中心となっており、法理論の体系的説明や、法理論と立法、行政及び司法実務上の問題（以下「実務上の問題」という。）との関連付けがほとんど行われていないことが判明した。また、司法省、裁判所及び検察院等の法・司法関連機関職員は、法理論と実務上の問題の関連付けを学ぶための情報や機会に恵まれず、法理論を十分理解しないまま経験に依存して立法、行政及び司法の各実務（以下「実務」という。）を行う傾向にあることも判明した。

こうした問題点の背景には、体系的な法理論を発展させ、実務上の問題と法理論の関連を意識しながら法学教育、研修及び実務の場で活用するためのノウハウに加え、それらの具体的改善方法を検討するための情報や機会が法学教育・研修機関及び法・司法関連機関に不足していることがあると考えられた。

これら調査の結果を踏まえると、日本政府がラオス政府からの支援要請の枠組みに沿い、司法省設立の法科大学のみの法律人材育成支援を実施することは、支援成果の裨益範囲の限定化につながる危険があるのみならず、法理論の体系化や法理論と実務上の問題の関連付けの各不足といった、法学教育・研修機関及び法・司法関連機関に共通する重要な問題への取組みに支障を生じるおそれもあると考えられた。

そこで、日本側としては今少し時間をかけて、ラオス側とこれら問題点について認識を共有した上、より効果的で適切と考えられる法律人材育成支援の枠組みを形成する対応で臨むこととなった。

また、支援の基本的枠組み案としては、法学教育・研修機関及び法・司法関連機関が、日本側の協力を受けつつ、ラオスの実定法の分析や実務上の問題の洗い出しを行うとともに、ラオス法理論と実務上の問題の解決方法との相互関係について共同で検討した上、法理論と実務を結びつけて理解できるような教材を開発すること、そして、各機関が当該教材を法学教育・研修等で活用することが考えられた。これら一連の過程を経ること

で、各機関職員が、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することにつながれると考えられたためである。

なお、民法典制定に関する支援については、上記のとおり、立法担当の司法省職員を含む各機関職員が法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することが先決であるとの観点から、直接的には支援の枠組みには含めないとの対応で臨むことになった。

## 6 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年5月から6月まで）

日本側において、ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点が上記5のとおり明確化され、支援の基本的枠組み案も具体化されたことから、JICAは、こうした問題点に関して各機関に説明を行い、認識を共有した上で、支援の基本的枠組みや実施体制等について協議・合意することを主たる目的として、調査を実施することとした。

調査は、平成21年5月下旬から6月上旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。桑島京子JICA公共政策部審議役兼ガバナンスグループ長（当時）を調査団長とし、JICA（佐藤専門員等）、法務省（当部教官）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）からそれぞれ参加があった。調査団は期間中、ラオスの主要な法学教育・研修機関及び法・司法関連機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学（法政治学部）と、①ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点、②新規支援の基本的枠組み、③新規支援の実施体制、④今後の日本側及びラオス側の活動の進め方等につき協議を行った。

協議の結果、日本側及びラオス側は、ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する問題点が上記5のとおりであることについて認識を共有した上、概略、以下のとおり新規支援の基本的枠組みにつき合意した。

- ① 支援を行う目的：ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の各機関が法理論を発展させ、法学教育、研修及び実務に活用できるようになることを目指す。各機関が共同して、ラオスにおける法理論と実務の関係を分析・検討し、結果を「モデル教材」（作成する教材の仮称）に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育や研修を行うこと及び実務を改善することに関する人的・組織的能力を向上させることを目的とする。
- ② 名称：ラオス法律人材育成強化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）
- ③ 実施期間：2010年下半期開始、以後4年間
- ④ ラオス側実施機関：「ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学」

ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する上記5記載の問題点を改善するためには、先に実施した法整備支援プロジェクトのラオス側実施機関でかつ主要な法・司法関連機関及び研修機関であるラオス司法省、ラオス最

高人民裁判所及びラオス最高人民検察院に加え、主要な法学教育機関であるラオス国立大学が、他3機関と対等な立場で、本プロジェクトに参画することが必要不可欠である旨、日本側及びラオス側の認識が一致した。

- ⑤ 本プロジェクトの目標（本プロジェクト終了時までには達成されることが期待される目標）：「ラオスの実定法を体系的に分析してラオスの法理論を構築し、構築された法理論に裏付けられた法学教育・研修や実務を行っていくための法学教育機関及び法・司法関連機関における人的・組織的能力が向上すること」

ラオスの法学教育・研修機関及び法・司法関連機関の法律人材育成に関する上記5記載の問題点を改善するためには、まず各機関及び各機関所属職員が法理論分析・構築能力を高めるとともに、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化することが肝要である旨、日本側及びラオス側の認識が一致したことから、このような目標を定めることとした。

- ⑥ アウトプット（本プロジェクトにおいて、日本側及びラオス側の人的・物的資源の投入や、種々の活動により産み出される具体的な財やサービスを指す。論理的には、このアウトプットが本プロジェクト終了時までには産み出されれば、上記本プロジェクトの目標は達成されると考えられる。）：

0) 「上記ラオス側実施機関によるワーキング・グループが設立され、適切に運営される。」

本プロジェクトは、教材開発に関与するワーキング・グループのメンバー及びプロジェクト活動に関与する人材を中心とした法律人材の育成を目指しており、ラオス側実施機関4機関で連携しつつワーキング・グループの設立と運営を主体的かつ適切に行っていくこと自体が、法律人材育成に資すると考えられたことから、アウトプットの大前提として合意内容に明記することにした。

1) 「『モデル教材』（仮称）が開発され、ラオスの法理論が体系的に解説されるとともに、法理論と実務上の問題とが関連付けて解説される。」

「モデル教材」（仮称）については、担当者チームであるワーキング・グループが、法理論と実務を調査した上、分析・検討を加える開発過程そのものが肝要であり、教材を執筆・完成させることのみが目標とされるわけではないことに留意が必要である旨合意をみた。本プロジェクトは、上記0)のとおり、教材開発に関与するワーキング・グループのメンバー及びプロジェクト活動に関与する人材を中心とした法律人材の育成を目指しており、かかる育成は、教材開発過程における諸活動によって図られると考えられたためである。

また、「モデル教材」（仮称）の対象法は、民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法とすることで合意をみた。これらは、法学教育・研修及び実務上教材開発の必要性が高く、また、上記法整備支援プロジェクトにおいて民法教科書、民事判決書マニュアル及び検察官捜査マニュアルが作成されており、かかる成果及び経験を応用することが可能であると考えられたためである。

2) 「法学教育機関及び法・司法関連機関が、実務及び教育の改善並びに他の教材の開発に活かせるようにするべく、『モデル教材』（仮称）作成過程から得られた教訓が取りまとめられる。」

この「教訓」には、教授法が含まれることで合意をみた。

⑦ 上記ワーキング・グループの構成：

ワーキング・グループの中に法令ごとに3つのサブ・ワーキング・グループを設置し、メンバーをプロジェクト実施機関とその監督下部機関（例えばラオス司法省設立の法科大学、ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所及びラオス最高人民検察院設置の職員研修所、下級裁判所及び検察院等）から選出することで合意をみた。主たる活動は、メンバーが共同して上記「モデル教材」を開発することである。

なお、各機関の主要メンバーは、3つのサブ・ワーキング・グループ全ての活動に共同で関与することで合意をみた。交通事故を例に挙げられるとおり、実務上の問題処理を考える際、民事・刑事双方の側面から法理論上の検討を行わなければならない場合も多いと思われ、グループ間の連携は必要不可欠であると考えられたためである。

7 ラオス政府の法律人材育成分野に関する日本政府への支援要請（平成21年7月）

ラオス政府は、平成21年7月、日本政府に対し、上記6の支援の基本的枠組みの合意内容に沿って、支援の要請を行った。

8 ラオス法整備支援プロジェクト協力準備調査（平成21年9月）

上記6の調査によって、本プロジェクトの基本的枠組みが合意に至った一方で、本プロジェクト実施に向け、主として以下の点が検討課題として残された。

- ① 本プロジェクトの共同実施体制：本プロジェクト活動で主導的な役割を担うラオス側実施機関及び日本側専門家チームのプロジェクト事務所設置場所となるラオス側実施機関を定める必要があった。
- ② ワーキング・グループ：メンバーに要求される法律専門家としての知識・経験のレベルや本プロジェクト活動上必要と考えられる業務量につき検討が必要であったほか、メンバーが通常の公務と本プロジェクト活動を並行して行うため、いかに両者の配分を適切に調整するかについても検討が必要となった。さらに、3つのサブ・ワーキング・グループ間で連携がなされない事態を避けるべく、各サブ・ワーキング・グループの活動を適切・現実的に運営・チェックできる体制をいかに整備するかも検討が必要となった。
- ③ 「モデル教材」（仮称）のより具体的な内容及び教材開発のため必要な作業：  
ラオスの法理論の体系的解説及び法理論と実務上の問題を関連付けた解説から構成される「モデル教材」（仮称）については、過去にラオスで作成例がなかったため、ラオス側関係者から、かかる教材開発の必要性を認めつつ、具体的内容及び必要な作業について日本側に参考情報の提供を求める声が多く出され、最重要の検討課題とな

った。

そこで、JICAは、先に実施された法整備支援プロジェクトで教科書作成の経験がある民法を例にラオス現地でワークショップを開催し、日本側及びラオス側で「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要について認識の共有をはかるとともに、ワークショップの実施結果を踏まえ、本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題を併せて協議・調整することを主たる目的として、調査を実施することとした。

調査は、平成21年9月中旬から下旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。佐藤専門員を調査団長とし、JICA（川合優子・公共政策部ガバナンスグループ法・司法課職員。ラオス担当。以下「川合職員」という。）、法務省（当部部長・教官等）、慶應義塾大学（松尾弘大学院法務研究科教授、以下「松尾先生」という。）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）からそれぞれ参加があった。松尾先生は、先に実施された法整備支援プロジェクトにおいても、民法教科書の作成活動に御協力いただいております、共著の法学部生・法科大学院生向け民法教科書「ハイブリッド民法」（法律文化社）を執筆された御経験もお持ちであることから、ワーキング・グループの共同作業で開発される「モデル教材」（仮称）の具体的内容や作業に関する参考情報の提供をもっとも適切に行っていただけると考えられ、御協力いただくことになった。

ワークショップは、本号の松尾先生の御寄稿もあわせて御参照いただきたいが、ラオス側実施機関及びその監督下部機関（地方の機関を含む）から延べ100名以上が参加して行われた。まず、ラオス司法省から、ラオス民法の現況及び今後の民法典起草の方向性に関する報告がされた後、同省設立の法科大学及びラオス国立大学の教員から法整備支援プロジェクトで作成した民法教科書の成果及び教訓に関するコメントが行われた。続いて、松尾先生を中心とした日本側から、上記「ハイブリッド民法」を例にとった日本の民法教科書の記載内容や共同執筆方法に関する全体的な説明が行われ、ラオス側参加者と質疑応答が交わされた。そして、松尾先生を中心とした日本側から、ラオス側に事前配布していた物権法（動産）と債権法（不法行為）に関する民法事例問題2問について、日本の民法理論や実務上の問題点を適用した場合の教科書の記載内容が紹介されるとともに、ラオスの民法理論や実務上の問題点を適用した場合の教科書の記載内容について、ラオス側参加者との質疑応答を交えながら検討と一部の文章化がはかられた。

その後、ワークショップの実施結果を踏まえ、日本側及びラオス側の間で、「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要、本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題について、協議・調整を行った。

この結果、概略以下の点について、認識の共有がはかられた。

1) 「モデル教材」（仮称）の具体的内容や必要な作業の概要：

A 「モデル教材」（仮称）の項目ごとの具体的内容には、Ⅰ関連条文の指摘、Ⅱ関連条文の沿革と趣旨、Ⅲ要件の抽出及び関連論点の分析、Ⅳ効果の抽出及び関連論点の分析、Ⅴ判決をはじめとした実務例の紹介・検討が挙げられる。

これは、上記ワークショップにおいて、日本側から、教科書の記載内容につき、「項目に関する条文を指摘し、沿革や立法趣旨について説明した上で、条文を適用するに当たっての要件及び効果に関し検討を加え、その過程で具体的な学説や判例に言及する。」ことが紹介されたことに基づいている。

B ワーキング・グループは、「モデル教材」（仮称）作成に当たり、まず各項目に関する情報を収集し、法理論面・実務面から共同して研究・分析を行う。情報収集の際は必要に応じて、ワーキング・グループのメンバーが所属するラオス側実施機関の部署以外の部署や他の機関に対し協力を求める。その上で執筆を行う。

これは、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化するためには、まず、必要と考えられる法令・実務等に関する情報の内容とその給源を見極め、自ら収集した上で、多様な経験と知識を有するメンバーの間で議論しつつ研究・分析に当たる過程を経ることが欠かせないと考えられたためである。

C 「モデル教材」（仮称）作成の際収集する情報には、立法の沿革や判決等が含まれる。

これは、上記Aのとおり、「モデル教材」（仮称）の具体的内容に、II 関連条文の沿革と趣旨に加え、V 判決をはじめとした実務例の紹介・検討が含まれることに基づいている。

D 情報収集に当たり協力を求める他の機関としては、国会・司法省判決執行局・村落調停委員会・土地管理庁等が想定される。

国会には立法の沿革に関する資料が、司法省判決執行局には判決書や裁判記録が、村落調停委員会には調停事件関連の記録が、土地管理庁には土地登記関係の資料等が収蔵されており、情報収集過程での協力が不可欠と思われたためである。

E 「モデル教材」（仮称）作成作業過程においては、必要に応じて日本側も知見を提供する。

第一義的には、上記Bのとおり、ワーキング・グループのメンバーによる情報収集がなされる必要があるものの、ラオス国内の書籍出版や情報流通の状況を考慮すると、日本側も適宜知見を提供する必要があると考えられたためである。特に、外国法関係の知見を提供することが想定される。

F ワークショップで、盗難動産の取扱いについて、ラオス語で記載を試みた結果8ページ程度の分量となったが、これは「モデル教材」（仮称）の一部であり、完成時の分量は一科目あたり相当な量になることが想定される。

G モデル教材は、種々の読者層（学生、大学教員、法律実務家、一般国民等）に利用されることを目指す。

2) 本プロジェクトの実施体制及びワーキング・グループ関連の検討課題等：

A 日本人専門家チームのプロジェクト事務所は最高人民検察院に設置する。

B ワーキング・グループのメンバーについては、ラオス側各実施機関が正式に承認

した上、リストを日本側に提出する。

- C 本プロジェクトのラオス側実施体制として、ワーキング・グループの中に連絡調整部門（Logistics and Liaison Unit）を設置する。連絡調整部門には、ワーキング・グループのメンバーのうち、ラオス側各実施機関から1名ずつ合計4名が参加し、本プロジェクトの活動に関し、日常的かつ中心的に日本人専門家チームとの連携をはかるとともに、ラオス側各実施機関相互の連絡調整を行う。

本プロジェクトのラオス側実施機関が4機関に及び、日本人専門家チームとラオス側各実施機関及びラオス側実施機関相互において、活動日程、参加者及び議題の確定等の諸手続面で支障が生じるおそれがあることから、ラオス側各実施機関からのメンバーで構成され、こうした諸手続面を専ら担当する連絡調整部門を設置するのが相当と考えられたためである。

- D ラオス側各実施機関は、ワーキング・グループのメンバーの業務量に関し、ワーキング・グループにおける作業量を斟酌する。

ワーキング・グループのメンバーの多くが、既に本来業務で多忙であることが予想されるため、ワーキング・グループの作業を併せ行うことにより疲弊することがないように、各メンバーの所属機関において、配慮を検討する必要性があると考えられたためである。

- 9 本プロジェクトのラオス側ワーキング・グループのメンバー選出（平成21年10月）

ラオス側各実施機関は、平成21年10月、ワーキング・グループに参加するメンバーを承認、選出し、リストを日本側に提出した。最高人民裁判所から10名、最高人民検察院から8名、司法省から3か所の法科大学教員を含め26名、ラオス国立大学から9名が選出された。

- 10 CALE-ICDラオス法整備支援プロジェクト・シミュレーション・ワークショップ（ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法基礎情報収集・協議：平成21年11月及び平成22年2月）

上記8の調査により、本プロジェクトの対象3科目のうち、民法については、「モデル教材」（仮称）の内容及び教材開発のため必要な作業について相当程度日本側及びラオス側で認識の共有が図られたが、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法に比べ日本側の有する情報量が多くなく、かつワークショップも開催されなかったことから、本プロジェクト実施までに、特に「モデル教材」（仮称）の内容について具体化と認識の共有をはかることが重要な課題となった。JICAは、この課題に対応するため、平成21年度末までに実施する次回調査において、民事訴訟法及び刑事訴訟法のワークショップを開催することにした。

このような状況を踏まえ、当部は、本プロジェクトの立案及び実施準備に資するべく、鮎京先生、瀬戸先生及びJICA等と協議の上、①民事訴訟法及び刑事訴訟法に関し、本プロジェクトの実施後まで継続的に御協力いただくことを視野に入れ、法整備支援に前向

きに取り組んでいただければ、実務への御理解もある研究者の方に次回調査のワークショップへの御協力をお願いする、②同年度中に少なくとも2回実施予定のCALE-ICDワークショップでは、御了解いただいた研究者の方にも御参加いただき、日本側参加者が、ラオス側参加者との質疑応答を通じてラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法の基礎情報をできる限り得る、③研究者の方には、CALE-ICDワークショップで得られた基礎情報等を基に、次回調査のワークショップを御担当いただく、との対応をとることとした。

そして、民事訴訟法については、出口雅久・立命館大学法学部教授（以下「出口先生」という。）、酒井一・名古屋大学大学院法学研究科教授（以下「酒井先生」という。）及び名津井吉裕・大阪大学大学院高等司法研究科准教授（以下「名津井先生」という。）に、刑事訴訟法については、加藤克佳・愛知大学法学部・法科大学院教授（現：名城大学法学部・大学院法学研究科教授。以下「加藤先生」という。）及び洲見光男・同志社大学法学部・大学院法学研究科教授（以下「洲見先生」という。）にそれぞれCALE-ICDワークショップへの御参加と次回調査のワークショップの御担当を御快諾いただいた。

CALE-ICDワークショップは、平成21年11月下旬及び同22年2月中旬の2回にわたり、CALE若しくは当部において開催された。参加者は、上記各先生方、CALEから鮎京先生及び留学生数名等、瀬戸先生、当部から部長及びラオス担当教官等、JICAから川合職員であった。各回においては、日本側参加者よりラオス側参加者に事前配布していた基本的な民事事件の設例（貸金返還請求）及び刑事事件の設例（強盗致傷）を参照しつつ、日本側参加者がラオス側参加者との間で、ラオスにおける民事事件の裁判手続及び刑事事件の捜査手続を中心に質疑応答を行った。

これら各回のCALE-ICDワークショップについては、本号における瀬戸先生、酒井先生の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、日本側は、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法令や関連実務について、各法の条文と先に実施された法整備支援プロジェクトにおける民事判決書マニュアル及び検察官捜査マニュアルの内容に関する情報を有していたのみであったため、断片的ながら各法令の沿革、裁判や捜査手続の実情について情報を得られたことは、次回調査のワークショップ準備に非常に有益であった。

例えば、民事事件の解決方法として、第一義的に村落調停委員会や裁判所における調停が活用され、調停が不調に終わった場合に初めて裁判手続が行われていることや、刑事事件が警察等の捜査機関に発覚した場合、捜査機関は被疑者が十分に特定できるまで密行的に事件を周辺住民や被害者・目撃者からの情報聞き取り等によって調べ、被疑者が十分に特定されると、捜査機関の請求により、検察官が特定された被疑者に対する捜査開始命令を出し正式な捜査手続を進めること等が把握できたが、これらは次回調査のワークショップに関する設例作成や実際の質疑応答の重要な基礎情報となった。

#### 11 民法JICA-NET会議（平成21年12月より実施中）

上記8の調査により、民法については、「モデル教材」（仮称）の内容及び教材開発のため必要な作業について相当程度日本側及びラオス側で認識の共有がはかられた。そ

れに加えて、ラオス側及び日本側において、上記8の調査の際取り上げられた物権法（動産）及び債権法（不法行為）に関する民法事例問題2問に加え、併せて日本側がラオス側に事前配布した物権法（不動産）、物権法（担保物権）、債権法（契約）及び家族法に関する民法事例問題4問について、本プロジェクト活動の実施準備及び最初の活動として問題集を作成したいとの機運が高まった。

そこで、JICAは、JICA-NETと呼ばれるテレビ会議システムを活用して、日本側及びラオス側で、問題集作成を目指した協議及び質疑応答を内容とする会議を行うこととした。

会議は、平成21年12月下旬に第1回が開催された後、本稿執筆時点である平成22年7月中旬までの間に、合計5回開催されている。会議参加者は、日本側が松尾先生、瀬戸先生、JICA（佐藤専門員・川合職員・吉村由紀ラオス事務所員等）、法務省（当部部長・教官等）、ラオス側が選出された民法サブ・ワーキング・グループのメンバーとなっている。会議は、本プロジェクト実施後の活動を想定し、よりラオス側の主体的かつ積極的な活動を軸とする構成をとっている。具体的には各事例について、事前に松尾先生と民法サブ・ワーキング・グループのメンバーが日本及びラオスの民法理論や実務上の問題点を適用した場合の回答例を作成・呈示した上、会議で日本側とラオス側がそれぞれの回答例の説明と記載内容に関する質疑応答を行う方式で進めている。

会議については、本号における松尾先生の御寄稿も併せて御参照いただきたいが、民法サブ・ワーキング・グループから条文の趣旨説明や関連する実務の紹介等が行われるようになってきている。また、松尾先生を中心とした日本側からも、回答例の記載事項について、多くの提案が行われるようになってきている。

この会議は、本プロジェクト開始後も継続して開催される予定である。

## 12 本プロジェクトの検討、採択（平成21年9月から平成22年2月まで）

上記7のとおり、平成21年7月、ラオス政府から日本政府に支援要請が行われたことから、外務省は、同年9月以降、本プロジェクトを新規技術協力案件として採択して平成22年度に実施するかどうかにつき、JICA及び法務省との協議等を通じて検討した。法務省はこの際、これまでの諸活動を踏まえ、本プロジェクトの採択と平成22年度の実施が望ましい旨意見を述べた。

外務省は、平成22年2月までに、本プロジェクトを平成22年度に実施する新規技術協力案件として採択し、ラオス政府に通報した。

## 13 ラオス法律人材育成強化プロジェクト詳細計画策定調査（平成22年3月）

JICAは、上記10のとおり、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、本プロジェクト実施までに、特に「モデル教材」（仮称）の内容について具体化と認識の共有を図ることが重要な課題と認識しており、平成22年3月に実施することとなった調査において、民事訴訟法及び刑事訴訟法のワークショップを開催することにした。同時に、上記12のとおり

り、同年2月までに本プロジェクトが平成22年度に実施する新規技術協力案件として採択、通報されたことから、平成22年度の早期実施を目指し、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等につき詰め協議を行うことも調査の主たる目的となった。

調査は、平成22年3月上旬から中旬まで首都ヴィエンチャンで実施された。佐藤専門員を調査団長とし、参加者は、JICA（川合職員）、法務省（大臣官房秘書課国際室長・当部部長・教官等）、愛知淑徳大学（瀬戸先生）、民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップを担当される出口先生、酒井先生、名津井先生及び洲見先生であった。加藤先生には民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップ準備段階（取り上げる事例の選定等）で御協力をいただいた。

調査では、日本側及びラオス側が協議を重ねた結果、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等に関して合意に達し、合意結果は文書にとりまとめられた。これらの点については後記第3で紹介することとし、本項では民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップについて触れることとする。

民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップについては、本号の酒井先生・洲見先生・出口先生の御寄稿もあわせて御参照いただきたいが、上記11の民法JICA-NET会議と同様、本プロジェクト実施後の活動を想定し、準備段階から、ラオス側の主体的かつ積極的な活動を組み入れる方法をとった。具体的には、平成22年2月上旬から中旬にかけてJICA（佐藤専門員及び川合職員）がラオス現地に出向き、民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップで取り上げたい議題の候補複数を民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループのメンバー等から聴取した上、同月中旬のJICA-NET会議によるJICA、酒井先生、名津井先生、加藤先生、洲見先生及び当部と各サブ・ワーキング・グループのメンバーとの協議を経て、議題を決定した。民事訴訟法については貸金返還請求事例を参照しつつ、弁論主義の適用の有無等民事訴訟法の基本概念に関する質疑応答を行うこととし、刑事訴訟法については、強盗致傷事例を参照しつつ、搜索・差押えが違法とされる要件及び違法収集証拠の証拠能力等に関する質疑応答を行うこととした。

そして、各事例を日本側がラオス側に事前に呈示した上、ワーキング・グループがラオスの法理論や実務上の問題点を適用した場合の回答例を作成し、日本側に事前に提出した。

民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップは、ラオス側実施機関及びその監督下部機関（地方の機関を含む）から延べ100名程度が参加して行われた。いずれのワークショップにおいても、まず、民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループの代表者が、作成した回答例の内容につき、詳細な説明を行い、続いて出口先生、酒井先生、名津井先生及び洲見先生を中心とする日本側から、関連する日本の法令上の条文や判例をはじめとする実務上の対応等に関し適宜説明を加えつつ、ラオス法理論と実務上の問題点等につき、ラオス側参加者との間で質疑応答を行い、最後に議論のまとめを行う方式で進めた。

時間の関係上立ち入った議論にまでは至らなかったものの、ラオス法理論や実務上の

問題点について、特に刑事訴訟法ワークショップで、複数の意見が呈示・議論されたことは今後のワーキング・グループの活動を進めるに当たり大きな収穫であった。また、基本概念の有無や趣旨、関連条文の要件や効果等につき一定時間質疑応答が行われたため、日本側及びラオス側において、民事訴訟法及び刑事訴訟法の「モデル教材」（仮称）を作成するに当たっても、これらの要素を情報収集・研究・検討することが肝要であるとの認識の共有促進に資する民事訴訟法・刑事訴訟法ワークショップとなった。

#### 14 本プロジェクトに関する合意議事録の締結（平成22年6月）

上記の一連の経緯に加え、JICAによる本プロジェクトの事前評価手続等を経て、本プロジェクトは上記第1のとおり、平成22年6月7日、JICAとラオス側実施機関であるラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の間で合意議事録の締結に至り、同年7月20日からの実施が決定した。

### 第3 本プロジェクトの概要

#### 1 はじめに

上記第2の13記載の調査において、本プロジェクトの具体的枠組み及び実施体制等につき合意がされ、その結果は文書にまとめられた。合意内容（英文）は多岐にわたっていることから、ここでは、そのうち具体的枠組みと実施体制に焦点をあてて紹介する。

なお、いずれの要素に関しても、上記第2の6及び8において、相当程度包括的合意がなされてきていることから、これらの項において詳しく述べた箇所については、重複しない範囲で述べることとする。

#### 2 本プロジェクトの具体的枠組み

- ① 実施期間：平成22年7月20日開始、以後4年間
- ② ラオス側実施機関：ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学
- ③ 本プロジェクトの裨益対象者：「ラオス司法省、ラオス最高人民裁判所、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の監督下にある職員及び教員」

各実施機関から選出され本プロジェクトの活動にかかわるワーキング・グループのメンバーが裨益対象となるのはもちろんのこと、活動の過程で、情報の提供、「モデル教材」（仮称）開発や普及に関するワークショップ等への参加及び開発された「モデル教材」（仮称）の教育・研修・実務への活用をはかる他の職員及び教員も裨益対象となる。本プロジェクトは一連の活動を通じて、各実施機関の人的・組織的能力の強化をはかることを目指しているからである。
- ④ 上位目標（後記⑤のプロジェクト目標が達成されたことにより論理的にもたらされると考えられるより高次で長期的な問題改善効果）：「ラオスの法・司法関連機関、法学教育機関及び所属の職員・教員が、理論と実務の体系的な分析を踏まえたラオス

法の理論研究を発展させ、法理論に基づいた実務の改善に取り組む人的・組織的能力を取得する。」

合意内容では、ラオス法とは、ラオスにおいて存在する実定法及び法規範のことを指し、実務とは、法令の起草、司法実務及び行政実務を指すとされた。実務については、裁判手続、捜査手続及び判決執行等がその典型例といえることができる。

本プロジェクトでは、ワーキング・グループが中心となって、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法の3科目について、法理論と実務を体系的に分析するとともに、その過程で判明した教訓も取り入れた「モデル教材」（仮称）を作成し、法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、「モデル教材」（仮称）の普及を受けることにより、これら機関及び職員・教員が、法理論と実務を体系的に分析し、結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得することを目指している。

こうした基礎的な能力の取得がなされれば、本プロジェクト終了後一定年数を経た際に、本プロジェクトで取り上げる3科目に限らずラオス法全般について、本プロジェクトの裨益対象である法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・職員が、法理論と実務の分析をさらに深め、ひいては、自律的に法理論に基づいた法令起草・司法実務及び行政実務の改善に取り組む能力を取得することが期待されることから、上記上位目標が定められたといえる。

- ⑤ プロジェクト目標（本プロジェクト終了時まで達成されることが期待される目標）：「ラオスの法・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得する。」

合意内容では、法学教育とは、ラオス司法省が設立した法科大学及びラオス国立大学における法学教育を指し、研修とは、法・司法関連機関における法令起草・司法実務及び行政実務の研修を指すとされた。また、民法とは、統一民法典が存在しないことから、財産法・契約法・契約外債務（不法行為等）法・担保法・家族法及びその関連実定法・法規範を指すとされた。

合意内容におけるプロジェクト目標は、大要上記第2の6時点のプロジェクト目標の内容と変わるものではない。ただし、上記第2の6時点のプロジェクト目標では、4年間という限られた期間にどこまでラオスの法・司法関連機関、法学教育機関及び所属職員・教員の能力を引き上げるかが必ずしも明確ではなかったことから、「理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得する。」旨定めた。「基礎的な能力」については、「モデル教材」（仮称）の内容について、これら機関及び職員・教員に一定程度理解されるとともに、法学教育や研修の講義あるいは実務の遂行に当たり、「モデル教材」（仮称）が方向性の決定のための資料として参照されたり、引用されたりすること等が当てはまると考えられる。

- ⑥ アウトプット（本プロジェクトにおいて、日本側及びラオス側の人的・物的資源の投入や、種々の活動により産み出される具体的な財やサービスを指す。論理的には、

このアウトプットが本プロジェクト終了時までには産み出されれば、上記本プロジェクトの目標は達成されると考えられる。) :

- 0) 「ラオス司法省，ラオス最高人民裁判所，ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学の職員・教員により形成されたワーキング・グループが適切に運営される。」

上記第2の9ないし13のとおり，ワーキング・グループのメンバーは既に選出され，一部活動を開始していることから，上記第2の6時点のアウトプット0)から「設立される」を除外した。

- 1) 「ラオス民法，民事訴訟法，刑事訴訟法について，ワーキング・グループが，法理論と実務上の問題を体系的に分析し，その分析結果をまとめた『モデル教材』(仮称)を開発する。」

教材開発主体をワーキング・グループと明確化した。

また，「モデル教材」(仮称)については，上記第2の6時点のアウトプット1)及び2)のように，教材開発段階と教訓とりまとめ段階を順次峻別することは難しいとの考えから，法理論と実務を体系的に分析するとともに，その過程で判明した教訓も取り入れた内容となるとし，具体的にこれらの内容をどう構成するかについては，本プロジェクトの実施過程で柔軟に判断することとした。

さらに，「モデル教材」(仮称)の最終的な名称についても，本プロジェクトの実施過程で決定することとした。

- 2) 「ワーキング・グループが，ラオスの法・司法関連機関，法学教育機関及び所属職員・教員に対し，『モデル教材』の活用法及び内容の普及を行う。」

ラオス側各実施機関及び所属職員・教員が，法理論と実務を体系的に分析し，結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的な能力を取得するためには，「モデル教材」(仮称)の開発を担当したワーキング・グループから，その内容や活用法の説明・質疑応答等の普及を受ける必要があると考えられたため，アウトプットとして合意内容で明確化した。

- ⑦ 活動(上記⑥のアウトプットを達成するため，本プロジェクトにおいて行われる活動を指す。) :

- 1) アウトプット0)に関する活動

- 0)-1 「ワーキング・グループが，『モデル教材』(仮称)の開発に関する活動を進める。」

『モデル教材』(仮称)の開発に関する活動は，後記2)のアウトプット1)に関する活動及び後記3)のアウトプット2)に関する活動を指す。

- 0)-2 「合同調整委員会(Joint Coordination Committee)が，運営委員会(Management Committee)との協議を通じて本プロジェクト活動の運営管理を行う。」

合同調整委員会及び運営委員会については，後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

- 2) アウトプット1)に関する活動

合意内容では、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法のそれぞれについて、活動項目が定められているが、多くの項目は共通している。そこで、まず民法について定められた活動項目をすべて紹介した上、民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法と異なる最初の活動項目のみ紹介することとする。

#### 1) -1 民法の「モデル教材」(仮称)開発に関する活動

##### 1) -1-1 「民法サブ・ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、民法の代表的な論点から構成された問題及び回答例から構成される「問題集」(仮称)を開発する。」

上記第2の11記載の民法JICA-NET会議で検討作業が一部開始されている民法問題集の作成に関する活動である。「モデル教材」(仮称)を開発する第一歩として、法学教育・研修・実務で普及及び活用ができ、問題集作成者及び活用者が、法理論と実務を体系的に分析する基礎を理解しやすい問題集を作成することとした。

問題集は、日本側作成の物権法(動産)、債権法(不法行為)、物権法(不動産)、物権法(担保物権)、債権法(契約)及び家族法に関する民法事例問題6問について、回答例を『ラオス民法の関連条文を指摘してその趣旨を紹介した上、要件・効果とそれに関連した論点を検討し、併せて実務例を説明する』方式で作成される旨合意された。

##### 1) -1-2 「民法サブ・ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』(仮称)開発に関する具体的作業計画を作成する。」

上記第2の8の民法ワークショップにおいて、松尾先生が、共同して教科書を執筆するに際しては、表題・作成趣旨・掲載項目・構成・執筆者の役割分担・教科書の読者対象・執筆上の留意点等につき執筆者間で協議し、執筆要項を作成した上で具体的作業に入る旨知見提供されたことを取り入れ、同じく「モデル教材」(仮称)を開発する第一歩として、教材開発に関する作業計画を作成することとした。

なお、作業計画は、掲載項目、分析・検討及び執筆の作業予定、分析・検討及び執筆の役割分担、教材の読者対象及び教材開発上の留意点等から構成される旨合意された。

本プロジェクト実施初期には、主にこれら1) -1-1及び1) -1-2の活動が行われる見通しである。

##### 1) -1-3 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令の沿革及び裁判例等実務に関する基礎情報を収集する。」

1) -1-3以降は「モデル教材」(仮称)の開発に関する具体的作業を定めている。

上記第2の8の民法ワークショップ及び協議において、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務

に当たる能力を強化するためには、まず、必要と考えられる法令・実務等に関する情報の内容とその給源を見極め、自ら収集する過程を経ることが欠かせないとの認識の共有がはかられたことを受けて定められた。

1) -1-4 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに法令に関する基礎的な法理論を研究する。」

1) -1-5 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、執筆項目ごとに基礎的な法理論に基づき、裁判例等実務に関する問題を分析・検討する。」

1) -1-4 及び 1) -1-5 については、上記第2の8の民法ワークショップ及び協議において、ワーキング・グループのメンバーが、法理論と実務上の問題を関連付けながら教育・研修及び実務に当たる能力を強化するためには、上記1) -1-3の情報収集過程を経た上で、多様な経験と知識を有するメンバーの間で議論しつつ研究・分析を行う過程を経て、その上で後記1) -1-6の執筆を行うことが欠かせないとの認識の共有が図られたことを受けて定められた。

1) -1-6 「民法サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、モデル教材を執筆する。」

本項目をはじめとする各活動について、ワーキング・グループが日本人専門家とともに行う旨合意されたものが多くを占めるが、同時に、一連の教材開発及び出版作業そのものは、ラオス側によって行われることも合意されている。本プロジェクトの活動は、ラオス側実施機関がその人的・組織的能力強化のため主体的かつ積極的に行い、日本人専門家はそれに対する知見の提供や助言を行う方式で進められるのが妥当であると言える。

1) -1-7 「民法サブ・ワーキング・グループが必要に応じてメンバー以外の法・司法関連機関及び法学教育機関の所属職員・教員から情報収集を行い、若しくは協議を行う。」

本プロジェクトは、実施機関である法・司法関連機関及び法学教育機関及びその所属職員・教員の人的・組織的能力強化を目指している。そのためには、「モデル教材」（仮称）の開発過程で、可能な限りこれら機関及び職員・教員全体が必要と考えられる情報の収集や教材内容に関する協議に参画し、ワーキング・グループが得られた情報や意見を教材内容に反映させる機会をもつことが大変有益であると考えられる。また、実施機関にこそ直接含まれていないが、民事事件の運用等に枢要な役割を果たしている弁護士等外部機関の職員・専門家から情報や意見を得て、教材内容に反映させることも大変重要である。そのため、ワーキング・グループ内にとどまらない幅広い層に情報収集や意見聴取を行うことを活動内容として明確化した。

1) -1-8 「民法サブ・ワーキング・グループが『モデル教材』（仮称）の開

発過程で得られた教訓をとりまとめ、『モデル教材』（仮称）に反映させる。」

上記第2の6時点のアウトプット1）及び2）のように、「モデル教材」（仮称）で教材開発段階と教訓とりまとめ段階を順次峻別することは難しいと考えられたほか、得られた教訓については、可能な限り迅速に「モデル教材」（仮称）の内容等に反映させたほうが、教材内容の充実や実施機関における教材活用につながりやすいと考えられたことから定められた。

なお、教訓とりまとめや教材開発の作業円滑化を図るため、一連の作業過程を文書で記録することとした。

- 1) -1-9 「民法サブ・ワーキング・グループが、必要に応じ、『モデル教材』（仮称）に関し、編さん委員会が行う作業に協力する。」

編さん委員会とは、各実施機関の有識者で構成され、各実施機関が開発する書籍や冊子等の内容承認を行うための非常設の委員会である。

ラオス側の情報提供により、「モデル教材」（仮称）についても執筆後に編さん委員会が構成され、教材検討が行われると考えられたことから、委員会に対する協力が活動上不可欠と考えられ、その旨定められた。

- 1) -2 及び 1) -3 民事訴訟法及び刑事訴訟法の「モデル教材」（仮称）開発に関する活動

- 1) -2-1 及び 1) -3-1 「民事訴訟法及び刑事訴訟法の各サブ・ワーキング・グループが日本人専門家とともに、『手続・法令チャート』（仮称）を作成する。」

日本の民事訴訟法及び刑事訴訟法に関する教科書や実務用教材においては、それぞれの手続の流れを図示するとともに、必要に応じ関連する条文や実務上の論点等を摘示するチャートが添付されている例が多くみられ、学生、研究者及び実務家が手続の全体像を把握しつつ学習、研究、教育及び実務に当たるとのに大変有益な資料となっている。この知見を踏まえ、「モデル教材」（仮称）を開発する第一歩として、ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法の手続や関連条文の説明を内容とするチャートを作成することとした。

なお、ラオス民事訴訟法及び刑事訴訟法については、民法に比べ日本側の有する情報量が多くないことから、本チャートの作成により、日本側もこれらの法令や実務に関する情報を蓄積することが期待できるといえる。

- 3) アウトプット2）に関する活動

- 2) -1 「ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』（仮称）を、法・司法関連機関及び法学教育機関の所属職員・職員に対して普及するワークショップを開催する。」
- 2) -2 「ワーキング・グループが、日本人専門家とともに、『モデル教材』（仮称）を活用した模擬講義セミナーを開催する。」

普及の方策として、2) -1のように、「モデル教材」の内容及び活用法をワー

キング・グループが参加者に説明し、質疑応答に応じる形式が考えられるのに加え、2) -2のように、実際にワーキング・グループが教材を使って模擬的に講義を実施することで具体的活用法を示すとともに、参加者との質疑応答等を通じて今後の教材や教授法等の改善に向けた情報を得る模擬講義セミナーの形式も有益と思われることから、活動として定めた。

⑧ 投入（活動を行い、アウトプットを達成するために必要な人的・物的資源）

1) 日本側の投入

長期専門家，短期専門家，国内支援委員会，日本での研修実施

長期専門家及び国内支援委員会については、後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

2) ラオス側の投入

プロジェクト・ダイレクター，合同調整委員会のメンバー，プロジェクト・マネージャー，運営委員会のメンバー，連絡調整部門のメンバー，ワーキング・グループのメンバー，日本人専門家チームの事務所，ワークショップやセミナー開催のための部屋，日本側が負担しない本プロジェクトの経費

プロジェクト・ダイレクター，合同調整委員会，プロジェクト・マネージャー及び運営委員会については、後記3の本プロジェクトの実施体制の項で言及する。

3 本プロジェクトの実施体制

① ラオス側実施体制

本プロジェクトは、ラオス側の実施機関が4機関、活動に第一次的に関与するメンバーが約70名となっており、本プロジェクトを適切に実施するためには、日本側や、実施機関間で情報共有及び連絡調整が円滑に行え、かつ責任の所在が明確となるラオス側の実施体制の確立が特に必要であるといえる。

この点を踏まえた実施体制に関する合意内容は以下のとおりである。

まず、本プロジェクトの最高意思決定組織として合同調整委員会を設置した。

合同調整委員会のメンバーは、ラオス側実施機関の次官・副長官級であるラオス司法省副大臣，ラオス最高人民裁判所副長官，ラオス最高人民検察院次長検事，ラオス国立大学副学長及び日本側実施機関の代表であるJICAラオス事務所所長で構成される。合同調整委員会は、概ね半年に1回開催されるが、必要に応じて随時開催される。

議長が本プロジェクトの責任者であるプロジェクト・ダイレクターをつとめる。この点、プロジェクト・ダイレクターを実施機関のいずれから選出するかが懸案事項であったが、実施機関間に特段の上下関係がなかったことから、各機関が1年ごとに持ち回りでつとめることになった。1年目はラオス最高人民検察院次長検事，2年目はラオス最高人民裁判所副長官，3年目はラオス国立大学副学長，4年目はラオス司法省副大臣が議長兼プロジェクト・ダイレクターをつとめる。

合同調整委員会の具体的役割は、1)本プロジェクトの活動計画を確認すること、2)本プロジェクトの全体的進ちよく状況と業務計画の達成事項を確認し、「進ちよく報告書」を承認すること、3)本プロジェクトに関する主要事項を確認し意見交換すること、となっている。

次に、本プロジェクトの日常的かつ実質的な活動を進める組織として、ワーキング・グループを設置し、その中に運営委員会、科目ごとのサブ・ワーキング・グループ3つ、連絡調整部門を設置した。

運営委員会は、サブ・ワーキング・グループの行う諸活動及び連絡調整部門の行う諸手続の進ちよく管理や調整を行う。こうした運営委員会の性質上、ラオス側実施機関から、局長級の幹部が1名ずつ参加するのに加え、サブ・ワーキング・グループのリーダー及び副リーダー、連絡調整部門の担当者が参加し、日本側からも専門家が参加することとした。運営委員会は、概ね1か月に1回開催されるが、必要に応じて随時開催される。

議長が本プロジェクト活動の進ちよく管理責任者であるプロジェクト・マネージャーをつとめる。プロジェクト・マネージャーについても、実施機関間に特段の上下関係がなかったことから、各機関が1年ごとに持ち回りでつとめることになった。合同調整委員会の議長人事にあわせ、1年目はラオス最高人民検察院、2年目はラオス最高人民裁判所、3年目はラオス国立大学、4年目はラオス司法省が議長兼プロジェクト・マネージャーをつとめる。

運営委員会の具体的役割は、1)サブ・ワーキング・グループのリーダー・副リーダー、連絡調整部門及び日本人専門家とともに、ワーキング・グループの活動計画を策定すること、2)サブ・ワーキング・グループのリーダー・副リーダーとの協議を通じて、ワーキング・グループの活動の運営管理を行うこと、3)新しいリーダー・副リーダーやリーダー・副リーダーの代理、連絡調整部門の新しい担当者や担当者代理、担当者の補助者等の任命を含め、サブ・ワーキング・グループの活動を円滑に進めるのに必要な措置を講じること、となっている。

サブ・ワーキング・グループ及び連絡調整部門の活動内容及びメンバー構成については、上記第2の6及び第2の8の各協議時点で認識の共有をはかった内容と実質的に変わるところはない。合意内容で新たに確認されたこととしては、サブ・ワーキング・グループそれぞれに、各活動のとりまとめと日本人専門家チーム、運営委員会及びサブ・ワーキング・グループ間の意思疎通を図る役割を担うリーダー及び副リーダーを設置すること、サブ・ワーキング・グループの開催頻度は概ね週1回程度とすること、日本人専門家チームとリーダー・副リーダー、連絡調整部門担当者が頻繁に会い、協議を重ねる方向で活動すること、が挙げられる。

## ② 日本側実施体制

日本側からは、長期専門家3名（法律人材育成全般を担当する検察官1名、民法・民事訴訟法を中心に担当する弁護士1名、会計及び諸手続を担当する業務調整専門

家1名)をラオス現地に派遣することとなった。

これら日本人専門家チームは、ラオス最高人民検察院所管の研修機関「検察業務開発センター」にプロジェクト事務所を置き、上記第3の2記載の本プロジェクトの具体的枠組みに沿って、ラオス側各実施機関に対する知見の提供や助言を行うとともに、本プロジェクトの円滑な実施を目指して、適宜JICA（東京の本部及び現地事務所）、日本大使館、日本側協力機関である法務省、日本弁護士連合会及び後記国内支援委員会等の日本側関係機関と協議・調整を行うことを主たる業務として活動することとなる。

加えて、法理論・実務に関する専門的知見を提供したり、各実施機関の活動への助言を行ったりすることにより、ラオス現地の活動を後方支援する国内支援委員会を民法・民事訴訟法及び刑事訴訟法それぞれについて設置することとなった。

#### 第4 おわりに～本プロジェクト実施当初の予定～

日本人専門家チーム3名は、平成22年7月13日と同月20日に順次ラオス現地に赴任し、全員が赴任した同月20日をもって本プロジェクトは正式実施となる。

同年8月中には、日本側・ラオス側双方から各実施機関及び各協力機関の幹部列席のもと、案件開始式を行い、本プロジェクトの実施を内外に表明することとなっている。

これと前後して、民法・民事訴訟法・刑事訴訟法に関し、各サブ・ワーキング・グループのメンバーを中心としたラオス側と専門家チームを中心とした日本側で、今後の活動計画について協議・作成を始めるとともに、本プロジェクト実施前に引き続いて民法問題集の作成に向けた作業を行う等、実質的な活動に入る予定である。

また、国内支援委員会については、現在その人選を含めた設置準備を進めており、本プロジェクト実施からそれほど間隔があかない時期の設置を目指しているところである。

以上